

## 児童虐待の防止と子育て支援について

(本市における児童虐待の具体的事例とその対応及び予防策)

### 1 はじめに

令和2年初頭から続く新型コロナウイルス感染症による社会生活全般における自粛の動き等により、個人のライフスタイルや社会生活の変化が大きくみられ、家庭内でのストレス増加や経済面の不安による児童虐待の増加が依然として懸念されている。

本市においても、このようなコロナ禍の家庭生活への影響を念頭に、子ども総合センターをはじめ、各区子ども・家庭相談コーナーや、医療機関等の要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携しながら、児童虐待の早期発見、早期対応に努めているところである。

今回は、子ども総合センターにおける児童虐待の対応事例を介して、子どもの安全安心を確保するための関係機関の具体的な動きや連携について紹介をするもの。

### 2 児童虐待の具体的事例

下記の2事例につき紹介をする（別紙「事例①～②」参照）

	事例概要	虐待の種類	虐待の程度	相談経路
①	経済困窮により乳児に薄めたミルクを与えていた事案	ネグレクト	重度	医療機関
②	知的障害がある母が生後1週間の乳児の首を絞めた事案	身体的虐待	最重度	区地域保健係

※いずれの事例も、個人情報保護及び対象世帯への配慮から、実際の事例の性格・特徴を損なわないよう、一定程度脚色を加えた事例であり、実際にあった事例とは異なることをご承知いただきたい。

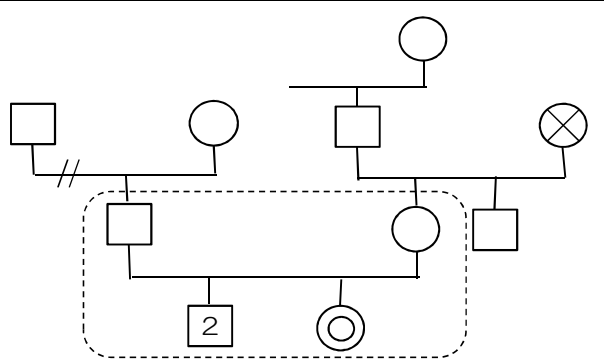
### 3 最後に

いずれの事例においても、虐待者である父母に、障害や不適切な生育環境などの児童虐待につながりやすい生活のしづらさがあり、虐待者側への支援も必要な状況であった。

このような中で、ひとり残らず虐待を未然に防止するには、子育て支援を必要とする父母等に寄り添いながら、児童虐待はいかなる理由があっても許されるものではないとの考えの基で、しっかりと早期発見・早期支援に取り組むことが重要である。

今後も子どもの権利を守り、子どもが安全安心に、のびのびと育つことができるよう、関係機関との連携・協力を努めながら、児童虐待の防止に真摯に取り組んで参りたい。

※以下の事例は実際にあったものではありません。

( 事 例 ① ) 経済困窮により乳児に薄めたミルクを与えていた事案					
虐待の種類	ネグレクト	虐待の程度	重度	相談経路	医療機関
ジェノグラム		家族構成(年齢・職業等は受付時)			
		続柄	年齢	所属・職業等	
		実父	50歳代	無職 生保	
		実母	30歳代	無職 生保	
		兄	2歳	所属なし 生保	
		本児	5カ月	所属なし 生保	
		関係機関			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関(3機関) ・区保護課 ・区地域保健係</li> <li>・区子ども・家庭相談コーナー ・警察署 ・保育所</li> </ul>			
支 援 内 容					
対 応	対 応 に 向 け た 動 き				
【初期調査】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関(医師)からの病状聞き取り、区保護課、地域保健係、子ども・家庭相談コーナーに相談・対応歴の確認、保育所へ対応状況確認。</li> </ul>				
【受理会議】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【初期調査】の内容をもとに、初動方針を立案。</li> <li>⇒病院訪問し、詳細な病状調査、本児の安全確保、父母面談による養育状況確認を実施する。</li> </ul>				
【調査・面談】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当医に病状等聴取後、両親と面談。母は、ミルクに必要なミルクキューブ4個を経済的理由で、2、3カ月前から1個に減らしていたと話した。父は、家族で生活保護を受給したが、借金の返済でミルク代が残らないと主張。子総からの改善指導も両親ともに危険意識が低く、反応は悪い。</li> <li>⇒対応方針として、退院後の一時保護を想定。父母の同意が得られなくても一時保護できるように病院側と打ち合わせ。また、父が病院内で暴れることも想定し、所轄警察署に協力を依頼。</li> </ul>				
【支援方針】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院が迫る中、退院後の方針を立案。(支援方針)</li> <li>・退院後は、少なくとも体重が7キロに達し、栄養状態が改善するまでは一時保護を継続。</li> <li>・子総立ち合いの下での面会は認め、保護者の態度を観察し、経過が良ければ外泊も認める。</li> <li>・保健師や児童福祉施設等と連携し、保護者の養育力の向上を図っていく。</li> <li>・一時保護解除後も定期的に家庭訪問し、体重を測定して成長具合を観察していく。</li> <li>・退院当日、父母に本児を一時保護する旨を説明。父母は反発したが、本児を児童福祉施設に移送し、職権による一時保護委託を開始。</li> <li>・その数日後、父母が突然来所。改めて、本児が低栄養状態であったこと、脳の発達にも影響する危険な状態であったことを説明。年齢の標準体重7キロに達するまでは一時保護を継続し、栄養状態の改善を確認する必要があると伝えた。</li> <li>・父母は一時保護に同意、子総の指導にも従うことを誓約した。</li> </ul>				
【その後】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護後の本児は、体重が順調に増加。</li> <li>・両親は子総CWや保健師の指導の下、児童との面会、外泊交流を重ねた。</li> <li>・3カ月後、本児の体重が7キロに。家庭訪問で養育環境を確認した上で、家庭引き取りとした。</li> <li>・家庭引き取り後は、区地域保健係、子ども・家庭相談コーナーと連携し、週1回ペースで体重測定のための家庭訪問を実施。経過は良好であった。</li> <li>・引き取りに際し、父母の育児負担軽減と見守り体制強化に向けて、保育所入所をすすめていたが、間もなく本児の保育所入所が決定(兄も遅れて同じ保育所に入所決定)。</li> </ul>				

※以下の事例は実際にあったものではありません。

( 事 例 ② ) 知的障害がある母が生後1週間の乳児の首を絞めた事案

虐待の種類	身体的虐待	虐待の程度	最重度	相談経路	区地域保健係
ジェノグラム		家族構成(年齢・職業等は受付時)			
		続柄	年齢	所属・職業等	
		実父	60歳代	無職	
		実母	40歳代	無職	
		異父兄	2歳	児童福祉施設措置中	
		本児	生後1週間	所属なし	
		関係機関			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区地域保健係</li> <li>・区子ども・家庭相談コーナー</li> <li>・警察署</li> <li>・医療機関</li> <li>・児童福祉施設</li> <li>・保護司</li> </ul>			
支 援 内 容					
対 応	対 応 に 向 け た 動 き				
【初期調査】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関(医師)からの病状聞き取り、区地域保健係、子ども・家庭相談コーナーに相談対応歴、現在の対応状況確認。</li> <li>⇒母は警察で事情聴取中。数日前には父の背中を刺した模様。</li> </ul>				
【受理会議】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【初期調査】の内容をもとに、初動方針を立案。</li> <li>⇒母勾留中だが、本児退院時には父の意向によらず、児童福祉施設へ一時保護委託を実施する。</li> </ul>				
【調査・面談】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当医に病状の詳細聴取、全身検査で異常なしを確認。母の勾留期間等、警察とも情報共有。</li> <li>・父に当時の状況を聴取。帰宅後まもなく、母は本児を揺さぶったり、ミルクを適量飲ませなかったり続いた。犯行前夜は父に包丁で切りかかり、翌日、父が買い物に出て帰宅した際に、母による本児の首絞め現場に遭遇、本児が苦しそうにしていたので即座に父子で病院を受診したとのことであった。</li> <li>・医療機関と子総で本児退院前カンファレンス</li> <li>⇒父は単身での養育意思があるが、現在の看護状況を見ると困難。退院と同時に児童福祉施設への一時保護を想定。父には退院時にその旨伝えることとした。</li> </ul>				
【支援方針】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院に際し、退院後の方針を立案。(支援方針)</li> <li>・母が釈放されても精神状態、想定される養育能力から、家庭引き取りは困難。母が勾留継続され父単身でも父の養育能力からやはり、家庭引き取りは困難。</li> <li>・退院後は児童福祉施設へ一時保護。父母から措置同意取得でき次第、措置に切り替える。</li> <li>・退院後、本児を速やかに児童福祉施設に移送。一時保護に対し父も納得していた。</li> </ul>				
【その後】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾留中の母と面会。母は措置に同意。父も、自らの養育能力や母の精神状態、養育能力から措置に同意。2歳くらいまで預けたいとのこと。また、母が釈放となれば受け入れたいとのことであった。</li> <li>・措置入所後、本児はすくすくと成長。</li> <li>・父は、以前にも増して不安定な生活となり、連絡も取りづらい状態に。</li> <li>・事件から数カ月後、母に執行猶予付判決。釈放後父との生活を再開したが、自殺企図等精神的不安定が続き、連絡が取りづらい状況が継続。</li> <li>(支援方針の見直し)</li> <li>・父母に再度、現状面会等本児との交流は難しい旨説明する。</li> <li>・父母に、子総や関係機関からの連絡に対応するよう念押しする。</li> </ul>				